

厚生省 欄號省生厚 合議先番號受送月日

第 號送受 月 日  
第 號送受 月 日



甲乙ノ種別  
乙

案起

昭和十四年 四月 一日

受局  
付課

月第 日號

月 日

判決

四月 一日

合校

行施

四月 一日

大臣

局長

事務官

次官 野

主 查 文 書 課 長

年 月 日

文 書 課 長

体 育 局 長  
生 産 局 長  
防 務 局 長  
社 會 局 長

宛



分課規程改正ニ伴フ諒解事項ニ関スル件

合 議 先 番 號 受 送 日		
第 號 送 受	第 號 送 受	第 號 送 受
月 月 日 日	月 月 日 日	月 月 日 日
<p>今般厚生省分課規程、改正に伴、関係各商、          於別紙、通諒解スモノト決定相<del>次</del>候条以          了知相<del>次</del>初依命、此彼申進候          (別紙、別案、諒解事項ヲ添附スルコト)</p>		

厚生省 欄號		合議先番號 受送月日	
第 號 送受 月 日	第 號 送受 月 日	極 秘	
第 號 送受 月 日	第 號 送受 月 日		
案起 昭和十四年三月三十日		判決 月 日	
局課 受付 月 日		合校 月 日	
主 查 文書課長		行施 月 日	
局長		月 日	
大臣 次官		月 日	
體力局長		月 日	
衛生局長		月 日	
豫防局長		月 日	
社會局長		月 日	
審査委員		月 日	
分課規程改正ニ伴フ諒解事項		月 日	
ニ関スル件 伺		月 日	
今般厚生省分課規程ノ改正ニ伴ハ關係局間ニ		月 日	

甲乙ノ種別  
甲

合 議 先 番 號 受 送 日		
第 號 送 受	第 號 送 受	第 號 送 受
月 日	月 日	月 日
<p>於 于 別 依 ノ 通 諒 解 又 之 卜 決 定 相 次 可 也 哉</p> <p>仰 高 裁</p>		

分課規程改正ニ伴フ諒解事項

一 積極的ナル體力向上ニ付テノ啓發宣傳ニ關スル事項（例ヘバ國民心身鍛鍊運動ノ如シ）ハ體力向上ニ關スル知識普及ニ關スル問題トシテ體力局施設課ニ於テ管掌シ、一般的ナル健康増進ニ付テノ啓發宣傳ニ關スル事項（例ヘバ健康週間運動ノ如シ）ハ衛生指導ニ關スル問題トシテ衛生局保健課ニ於テ管掌スルモノトス

一 不良住宅地區ノ改善ニ關スル事項ハ住宅ノ衛生ニ關スル問題トシテ衛生局保健課ニ於テ管掌スルモノトス

一 社會局兒童課ニ於テハ社會事業ノ對象タル母性及兒童ノ保護ニ關スル問題ニ管掌スルモノトス

官制上當然トス  
以テ前條ニ

裏面白紙

一 兒童行政ハ其ノ重要性ト發展性トニ鑑ミ將來之ヲ統合單一化スルノ要アリ  
而シテ之ガ前提トシテ現ニ本行政ノ一部ヲ分掌スル體力、衛生、豫防、社  
會ノ各局間ノ關係官ヲ以テ委員會ヲ組織スルト共ニ最密接ナル關係ニ在ル  
局課間ニ在リテハ關係官ヲ相互ニ兼務セシメ以テ常時緊密ナル聯絡ヲ保持  
セシムルモノトス

其ノ幼稚及乳児化レ

厚生省